

答 申 書
(答 申 第 182 号)
平成 26 年 12 月 5 日

1 審査会の結論

異議申立人に係る旧道立乳児院が保有する本人に関する別紙 1 の表の左欄に掲げる公文書に記録されている個人情報に関し、同表の中欄に掲げる非開示部分のうち、同表の右欄に掲げる部分については開示すべきであるが、その余の部分について非開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

ア 本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、「道立中央乳児院の本人関係書類一式」である。

イ 北海道知事（以下「実施機関」という。）は本件開示請求に対して、別紙 1 の表の左欄に掲げる公文書に記録されている情報を対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）と特定した。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件個人情報のうち、別紙 1 の表の左欄の「5 児童票」（以下「本件児童票」という。）及び「8 (1) 養育簿」（以下「本件養育簿」という。）に記録されている情報の一部が、北海道個人情報保護条例（平成 6 年北海道条例第 2 号。以下「条例」という。）第 16 条第 1 項第 2 号に規定する非開示情報（以下「2 号情報」という。）に該当するとして個人情報一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

異議申立人は、本件処分により非開示とされた個人情報について開示を求めていることから、当該個人情報を非開示とした処分の妥当性について判断することとする。

(3) 2 号情報の該当性について

ア 条例第 16 条第 1 項第 2 号は、開示請求者以外の個人に関する個人情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すおそれがあると認められるものについて、非開示情報に該当する旨を定めている。

なお、当該個人の正当な利益が侵されるかどうかについては、具体的には、開示請求者と当該個人との関係や当該個人情報の内容等を勘案して個別に判断されるものであるとし、実質的な判断による非開示の決定が求められるものである。

イ 実施機関は、本件個人情報のうち別紙 1 の表の中欄に掲げる非開示とした部分（以下「本件非開示部分」という。）について、開示請求者以外の個人の職業、学歴、病歴、生活程度、家庭状況などプライバシーに関わる情報であり、さらには、個人の能力等を評価する情報であるなど、開示することにより当該個人の正当な利益を侵すおそれがあることから、2 号情報に該当すると主張する。

ウ 異議申立人は、次の 2 点を挙げ、本件処分が不当である旨主張する。

(ア) ○○の氏名その他の情報と、異議申立人がなぜ乳児院に預けられ、養子に出されることになったのか、その経緯と理由を明らかにしたいため。

(イ) 出自を知る権利は、憲法の基本的人権であって、異議申立人が〇〇を知りたいと思うこと、このような人生を歩まなければいけなかったことを知る権利があるため。

エ 本件個人情報のうち、一部を非開示とされた本件児童票及び本件養育簿の概要は、次のとおりである。

本件児童票は、異議申立人を対象として親権者による養護に係る相談を受け付け、実施機関と異議申立人の親族とのやりとり及び実施機関の判断等を時系列に沿って記載したものである。

また、本件養育簿は、異議申立人を対象として健康、成長及び保育等に関する記録を記載したものである。

オ そこで、本件非開示部分が2号情報に該当するか否か本件個人情報を子細に見分を行ったところ、別紙1の表の右欄に掲げる部分の情報は、異議申立人と〇〇との関係性についての異議申立人の個人情報であって、異議申立人以外の個人情報とは認められず、2号情報に該当しないことから、開示すべきであると判断する。

別紙1の表の右欄に掲げる部分の情報を除いた本件非開示部分については、開示請求者以外の個人の職業、学歴、病歴、生活程度及び家庭状況に係る個人情報が記録されており、これらの情報は通常他人に知られたくない、いわゆるプライバシーに属する情報であって、これらの情報が開示されることにより、当該個人の正当な利益が侵されるおそれがあると認められることから、2号情報に該当するものと判断する。

なお、それらの情報が死者に関する個人情報であっても、開示することにより遺族等のプライバシー又は名誉感情を害するおそれがあり、個人の正当な利益を侵すおそれがあると認められるため、非開示とすることが妥当である。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、出自を知る権利を理由に本件個人情報を開示するよう主張する。

確かに異議申立人の知る権利を保護することは強い要請に基づくものであることが認められる。一方で個人のプライバシーを保護することも強い要請に基づくものであるといえ、これらの権利を衡量した際に、一方が他方の権利に劣後するとはいえない。このことから、異議申立人の権利のみを優位に保護することはできないと考えられるものであることから、異議申立人の主張を採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成26年7月7日	○ 諮問書の受理（諮問番号457） ○ 実施機関から関係書類（(1)諮問文、(2)異議申立書の写し、(3)個人情報開示請求書の写し、(4)個人情報一部開示決定通知書の写し、(5)異議申立ての概要、(6)理由説明書、(7)対象公文書の写し）の提出
平成26年7月11日	○ 新規諮問事案の報告（諮問番号457） ○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成26年8月18日 （第一部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 異議申立人による意見陳述の実施 ○ 審議

平成26年 9月25日 (第一部会)	○ 審議
平成26年10月17日 (第一部会)	○ 答申案骨子審議
平成26年11月21日 (第76回審査会)	○ 答申案審議
平成26年12月 5日	○ 答申

別紙 1

請求に係る個人情報の記録された公文書		非開示部分の概要	開示すべき部分
1	措置決定通知書 (〇〇年〇月〇日付け)		
2	施設入所児童の入所関係書類送付書 (〇〇年〇月〇日付け)		
3	措置決定通知書 (〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇号)		
4	委託児童引取書 (〇〇年〇月〇日付け)		
5	児童票	請求者以外の者の職業、 学歴、生活程度及び家庭 状況に係る個人情報と判 断される記述部分	4 ページ18行目15文字目 から19行目末まで及び8 ページ (1) 4 行目18文 字目から 6 行目末まで。
6	同意書		
7	戸籍謄本 (〇〇年〇月〇日付け)		
8	養育簿		
(1)	養育簿	請求者以外の者の職業、 学歴、病歴及び家庭状況 に係る個人情報と判断さ れる記述部分	
(2)	身体計測値記録表		
(3)	健康診断書		
(4)	温度板		
(5)	保育日誌		
(6)	乳幼児の発達		
(7)	乳幼児精神発達質問紙		